

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び 告示の廃止 (薬務衛生課)	4
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	4
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	4
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始 (")	4
○2年以内に事業が執行される予定の道 路の指定 (建築指導課)	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (")	4
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地 の変更の承認 (会計管理課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (公職選挙法の規定による個人演説会等を開催で きる施設)の一部改正 (9・12掲示)	5
監査公表	
○定期監査の執行結果 (子ども・福祉政策部地域福祉政 策課ほか)	6

規 則

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第102号

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則

高知県調理師法施行細則 (昭和34年高知県規則第55号) の一部を次のように改正する。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第7条関係)

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号

住所

ふりがな

氏名

男・女

生年月日

年 月 日

電話番号

調理師免許証再交付申請書

調理師免許証の再交付を受けたいので、調理師法施行令第14条第1項及び第3項の規定に基づき次のとおり申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)	
調理師名簿登録番号	第 号
調理師名簿登録年月日	年 月 日
申請理由	破った ・ 汚した ・ 失った
申請理由の発生年月日	年 月 日
旧姓併記の希望の有無	有 (旧姓:) ・ 無
通称名併記の希望の有無	有 (通称名:) ・ 無

- 注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 調理師免許証を破り、又は汚したときは、その調理師免許証を添えてください。
- 3 調理師免許証の再交付を受けた後に失った調理師免許証を発見したときは、その発見した調理師免許証を5日以内に返納してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県調理師法施行細則別記第7号様式は、この規則による改正後の高知県調理師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第103号

高知県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

高知県栄養士法施行細則（昭和41年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項」を「次条第2項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

高知県知事 様		年 月 日
申請者 郵便番号		
住所		
氏名 <small>ふりがな</small>		
生年月日		年 月 日
性別		男 ・ 女
電話番号		
栄養士免許申請書		
<p>栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>		
本籍地都道府県名（国籍）		
罰金以上の刑に処せられたことの有無並びに罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日	有 ・ 無	
栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無並びに当該業務に関する犯罪又は不正の行為を行ったことがある場合は、その違反の事実及び年月日	有 ・ 無	
栄養士免許証への旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無	
栄養士免許証への通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無	
高知県収入証紙貼り付け欄		

注 次の書類を添えてください。

- 1 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者のときは、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。）。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者のときは、旅券その他の身分を証する書類の写し

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日	
高知県知事 様	
申請者 郵便番号	
住所	
氏名 <small>みりな</small>	
生年月日 年 月 日	
電話番号	
栄養士免許証再交付申請書	
<p style="text-align: center;">栄養士免許証の再交付を受けたいので、栄養士法施行令第6条第1項及び第4項の規定に基づき次のとおり申請します。</p>	
本籍地都道府県名（国籍）	
栄養士名簿登録番号	第 号
栄養士名簿登録年月日	年 月 日
申請理由	破った ・ 汚した ・ 失った
申請理由の発生年月日	年 月 日
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無
高知県収入証紙貼り付け欄	

- 注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 栄養士免許証を破り、又は汚したときは、その栄養士免許証を添えてください。
- 3 栄養士免許証の再交付を受けた後に失った栄養士免許証を発見したときは、その発見した栄養士免許証を5日以内に返納してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県栄養士法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県栄養士法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第618号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場（高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場及び高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年高知市条例第40号）第2条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場を除く。）の入浴料金の価格を次のとおり定め、令和5年10月1日から施行し、平成26年11月高知県告示第628号（公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止）は、令和5年9月30日限り廃止する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司
公衆浴場入浴料金の統制額

区分	金額
12歳以上の者	450円
6歳以上12歳未満の者	150円
6歳未満の者	60円

高知県告示第619号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧窪津漁業協同組合及び旧清水漁業協同組合の地区

小型定置漁業のうち旧窪津漁業協同組合の地区の者が行う漁業及び大型定置漁業

高知県告示第620号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

興津加入区

高知県告示第621号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和元年9月高知県告示第383号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和5年9月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

興津加入区

高知県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年9月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市入河内字西又415番2から 安芸市入河内字下西ノ内338番1まで	前	6.5 }	114
	後	6.5 }	114
		9.4	

高知県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年9月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市入河内字西又415番2から 安芸市入河内字下西ノ内338番1まで	114	令和5年9月22日

高知県告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市篠原字西野寄629番2地先	南国市篠原字杉添824番1地先	29.61 }	322.00
		58.35	

高知県告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香美市土佐山田町字長谷川丸	146番1	6.00	35.81	

高知県告示第626号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項

の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市南はりまや町一丁目1番1号

株式会社四国銀行

取締役頭取 小林 達司

- 2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市鴨部二丁目19-8

株式会社四国銀行 朝倉南支店

(変更後) 高知市朝倉南町7-13

株式会社四国銀行 朝倉南支店

- 3 変更承認年月日

令和5年9月6日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第85号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和5年9月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

〃	オーテピア 研修室	〃	〃
---	-----------	---	---

を

〃	オーテピア 研修室	〃	〃
〃	集落活動センター梅の木集会室（大）	高知市鏡梅ノ木1236番地1	令和5年9月12日
〃	集落活動センター梅の木集会室（小）	〃	〃

に改める。

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月22日

高知県監査委員	加藤	漠
同	田中	徹
同	奥村	陽子
同	五百蔵	誠一

定期監査結果報告（令和5年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関225機関（出先機関121機関を含む。）のうち本庁104機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和4年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別に是正又は改善を要する事務として、指摘事項、注意事項及び検討事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項及び検討事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 子ども・福祉政策部地域福祉政策課

民生委員退任記念品の購入において、請書を徴していなかった。

これは、契約担当者は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする旨と定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第38条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。
再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 中山間振興・交通部交通運輸政策課

令和4年度広報推進事業委託業務（資材作成・広告費用支払等業務）の一般競争入札不落後の随意契約におい

て、改めて予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ高知県契約規則第15条及び第16条の規定に準じて予定価格を定めなければならない旨と定めた同規則第31条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 水産振興部漁業管理課

しらすうなぎ漁獲用網漁具の購入において、請書を徴していなかった。

これは、契約担当者は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする旨と定めた高知県契約規則第38条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 公営企業局県立病院課

令和4年度給与計算（病院事業）電算処理委託契約書において、仕様書を添付していなかった。

これは、契約書には、設計書、仕様書等のあるものは、これを添付しなければならない旨と定めた高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第20条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(5) 教育委員会事務局高等学校振興課

郵便切手類等出納簿に、休暇等で不在の職員の職員名の記載及び受領印の押印を行っているものがあつた。

これは、帳簿は、その原因の発生の都度直ちに整理することと定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第102条第2号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 検討事項

(1) 健康政策部薬務衛生課

服薬指導事業委託業務は、重複・多剤服薬の心配のある被保険者に対して、薬剤師が訪問等による個別の服薬指導等を行うことにより、適正な薬物治療の促進等を図ることを目的としている。

しかし、個別の服薬指導の実績は極めて少ないことから、効果的な事業の実施について検討を求める。

(2) 文化生活スポーツ部スポーツ課

内部統制に係る案件において、支出負担行為決議書を作成せず契約を締結する、補助金の交付決定及び変更決定を補助事業終了後に行う等の事務処理上の大きなミス

が含まれているが、これらに係る再発防止策が十分に検討されているとは言い難いことから、効果的な再発防止策について更なる検討を求める。

(3) 林業振興・環境部木材産業振興課

木の香るまちづくり推進事業費補助金において、交付決定前に補助事業に着手したことが判明したため、交付申請の取下げとなった事例があったことから、効果的な補助事業の進捗管理について検討を求める。

(4) 林業振興・環境部環境計画推進課

令和4年度地球温暖化防止県民会議（県民部会）活動推進事業委託業務において、契約金額より少ない収支報告金額で検査合格としていた。

委託事業は実施されており、収支報告に記載されていない経費があったことを事業者を確認しているとのことであるが、検査調書では確認することができないことから、検査の方法等について検討を求める。

3 意見

今回監査を実施した本庁の104機関のうち65機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が101件認められた。これは、昨年度の約2倍と増加している。

令和4年度と比較して件数が減少したのは18機関、増加したのは51機関で、増減がなかったのは8機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは27機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正することができていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

また、今回の本庁監査においては、経費支出何に記載した支出見込額を超えて支出していた事例が多数見受けられた。これは、事務処理のチェック不足によるものであるが、全庁的な対策を求める。

さらに、本年度は、委員監査における監査・決算審査資料の差替えが多数見られた。

今一度、所属におけるチェック体制の改善を求める。

別表1 (監査対象機関)

機関名	
知事部局	総務部
	秘書課
	政策企画課
	広報広聴課
	法務文書課
	行政管理課
	人事課
	職員厚生課
	財政課
	税務課
	市町村振興課
	デジタル政策課
	管財課
	総務部 12課
危機管理部	
危機管理・防災課	
南海トラフ地震対策課	
消防政策課	
危機管理部 3課	
健康政策部	
保健政策課	
医療政策課	
在宅療養推進課	
国民健康保険課	
健康対策課	
薬務衛生課	
健康政策部 6課	
子ども・福祉政策部	
地域福祉政策課	
長寿社会課	
障害福祉課	
障害保健支援課	
子育て支援課	
子ども家庭課	
福祉指導課	
人権・男女共同参画課	
子ども・福祉政策部 8課	

機関名	
知事部局	文化生活スポーツ部
	文化国際課
	歴史文化財課
	県民生活課
	私学・大学支援課
	スポーツ課
	文化生活スポーツ部 5課
	産業振興推進部
	計画推進課
	産学官民連携課
	地産地消・外商課
	統計分析課
	産業振興推進部 4課
	中山間振興・交通部
中山間地域対策課	
移住促進課	
鳥獣対策課	
交通運輸政策課	
中山間振興・交通部 4課	
商工労働部	
商工政策課	
産業デジタル化推進課	
工業振興課	
経営支援課	
企業誘致課	
雇用労働政策課	
商工労働部 6課	
観光振興部	
観光政策課	
国際観光課	
地域観光課	
観光振興部 3課	

機関名	
知事部局	農業振興部
	農業政策課
	農業担い手支援課
	協同組合指導課
	環境農業推進課
	農業イノベーション推進課
	農産物マーケティング戦略課
	畜産振興課
	農業基盤課
	農業振興部 8課
知事部局	林業振興・環境部
	林業環境政策課
	森づくり推進課
	木材増産推進課
	木材産業振興課
	治山林道課
	環境計画推進課
	自然共生課
	環境対策課
	林業振興・環境部 8課
知事部局	水産振興部
	水産政策課
	漁業管理課
	水産業振興課
	漁港漁場課
	水産振興部 4課
知事部局	土木部
	土木政策課
	技術管理課
	用地対策課
	河川課
	防災砂防課
	道路課
	都市計画課
	公園下水道課
	住宅課
	建築指導課

機関名	
知事部局	土木部
	建築課
	港湾振興課
	港湾・海岸課
	土木部 13課
知事部局	会計管理局
	会計管理課
	総務事務センター
	会計管理局 2課
公営企業局	公営企業局
	電気工水課
	県立病院課
	公営企業局 2課
教育委員会	教育委員会事務局
	教育政策課
	教職員・福利課
	学校安全対策課
	幼保支援課
	小中学校課
	高等学校課
	高等学校振興課
	特別支援教育課
	生涯学習課
	保健体育課
人権教育・児童生徒課	
	教育委員会事務局 11課
警察本部	警察本部
	警察本部 1機関
その他の機関	議会事務局
	監査委員事務局
	人事委員会事務局
	労働委員会事務局
	合計 104機関

別表2（実施機関別の指摘事項、注意事項及び検討事項）

（ ）：指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和4年度	増減
知事部局											
総務部		2	7	1					10	2	8
秘書課			1						1		1
政策企画課			1						1		1
広報広聴課		1	1	1					3		3
法務文書課											
行政管理課											
人事課		1							1		1
職員厚生課											
財政課			1						1		1
税務課			1						1		1
市町村振興課											
デジタル政策課			2						2		2
管財課										2	△ 2
危機管理部			3	3					6	2	4
危機管理・防災課			1	2					3	2	1
南海トラフ地震対策課											
消防政策課			2	1					3		3
健康政策部	1	1	3	2		1		1	9	3	6
保健政策課		1							1		1
医療政策課			1	1					2		2
在宅療養推進課											
国民健康保険課			1						1	2	△ 1
健康対策課	1		1	1		1			4	1	3
薬務衛生課								1	1		1
子ども・福祉政策部			5	3 (1)					8 (1)	7	1
地域福祉政策課			1	1 (1)					2 (1)		2
長寿社会課										1	△ 1
障害福祉課			1						1	1	
障害保健支援課			1	1					2	1	1
子育て支援課				1					1		1
子ども家庭課			1						1	2	△ 1
福祉指導課										1	△ 1
人権・男女共同参画課			1						1	1	

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	検討	計	令和4年度	増減		
知事部局													
文化生活スポーツ部	1		5	1				1	8	3	5		
文化国際課			1					1			1		
歴史文化財課			1	1				2	3		△ 1		
県民生活課	1		1					2			2		
私学・大学支援課			1					1			1		
スポーツ課			1				1	2			2		
産業振興推進部			4		1			5	2	3			
計画推進課			3					3			3		
産学官民連携課													
地産地消・外商課			1		1			2			2		
統計分析課									2		△ 2		
中山間振興・交通部			2	2 (1)				4 (1)	1	3			
中山間地域対策課			1					1			1		
移住促進課													
鳥獣対策課			1					1	1				
交通運輸政策課				2 (1)				2 (1)			2		
商工労働部			2	2				4	5	△ 1			
商工政策課													
産業デジタル化推進課									2		△ 2		
工業振興課			1	1				2			2		
経営支援課									2		△ 2		
企業誘致課			1					1			1		
雇用労働政策課				1				1	1				
観光振興部			2	1		1		4	2	2			
観光政策課				1		1		2			2		
国際観光課			2					2	1		1		
地域観光課									1		△ 1		
農業振興部	1	1						2	1	1			
農業政策課	1	1						2			2		
農業担い手支援課													
協同組合指導課													
環境農業推進課									1		△ 1		
農業イノベーション推進課													
農産物マーケティング戦略課													
畜産振興課													
農業基盤課													

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	検討	計	令和4年度	増減		
知事部局													
林業振興・環境部			9	1				2	12	4	8		
林業環境政策課			1						1		1		
森づくり推進課			1						1	1			
木材増産推進課													
木材産業振興課			2					1	3		3		
治山林道課			1	1				2			2		
環境計画推進課			1				1	2			2		
自然共生課			1					1	2	△ 1			
環境対策課			2					2	1	1			
水産振興部		1	4	1 (1)				6 (1)		6			
水産政策課													
漁業管理課			2	1 (1)				3 (1)		3			
水産振興課		1						1		1			
漁港漁場課			2					2		2			
土木部		1	7	2				10	8 (1)	2			
土木政策課			1					1		1			
技術管理課			1					1		1			
用地対策課			2					2	1	1			
河川課			1					1	2 (1)	△ 1			
防災砂防課									1	△ 1			
道路課			1	1				2		2			
都市計画課													
公園下水道課				1				1	1				
住宅課		1						1	1				
建築指導課													
建築課			1					1		1			
港湾振興課									2	△ 2			
港湾・海岸課													
会計管理局			2					2	2				
会計管理課			2					2	2				
総務事務センター													

（ ）：指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	検討	計	令和4年度	増減
公営企業局				2 (1)					2 (1)	2	
電気工水課				1					1		1
県立病院課				1 (1)					1 (1)	2	△ 1
教育委員会事務局			4	1		1 (1)			6 (1)	2	4
教育政策課										1	△ 1
教職員・福利課											
学校安全対策課				1					1		1
幼保支援課			1						1		1
小中学校課											
高等学校課											
高等学校振興課			1			1 (1)			2 (1)	1	1
特別支援教育課			1						1		1
生涯学習課											
保健体育課			1						1		1
人権教育・児童生徒課											
警察本部										1	△ 1
議会事務局			1						1		1
監査委員事務局											
人事委員会事務局			1						1		1
労働委員会事務局			1						1		1
計	2	6	63	22 (4)	1	3 (1)	0	4	101 (5)	47 (1)	54

別表3（事務区分別の指摘事項、注意事項及び検討事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	検討事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	2	1	3	3.0	・ 書面での意思決定漏れ ・ 合議漏れ 等
収入事務	0	6	0	6	5.9	・ 収入調定の遅延 ・ 使用料の算定誤り 等
支出事務	0	63	0	63	62.4	・ 経費支出何（変更）の作成漏れ ・ 会計年度任用職員の時間外手当の過払い ・ 支出負担行為決議書の適及 ・ 通勤手当の過払い 等
契約事務	4	18	2	24	23.8	・ 請書の徴取漏れ ・ 仕様書の添付漏れ ・ 予定価格調書の作成漏れ ・ 契約保証金の徴収漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	1	1	2	2.0	・ 交付要綱で定めた書類の受領漏れ ・ 進捗管理についての検討
財産・物品等管理事務	1	2	0	3	3.0	・ 郵便切手類等出納簿への誤記載 ・ 物品管理システムへの登録漏れ 等
土木・建築工事に関する事務	0	0	0	0	0	
計	5	92	4	101	100	104機関のうち65機関
参考（令和4年度）	1	46	0	47	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。